

計 画 期 間

令和3年度～令和12年度

剣淵町酪農生産近代化計画書

令和4年3月

剣淵町

目 次

- I 酪農近代化に関する方針

- II 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標
 - 1 生乳生産量及び乳牛頭数の目標

- III 近代的な酪農経営方針の指標
 - 1 酪農経営方式

- IV 乳牛の飼養規模の拡大に関する事項
 - 1 乳牛

- V 国産飼料基盤の強化に関する事項
 - 1 飼料の自給率の向上

Ⅰ 酪農近代化に関する方針

本町における酪農は、稲作、畑作との複合経営が主であり、乳用牛中心の生乳生産が進められている。清涼な気候に恵まれ、土地の有効利用と食料の安定確保を図る上で大きな役割を果たしていることから、今後とも町の基幹産業として持続的に発展させ、消費者に信頼を得られるような、良質で安全な畜産物の安定生産を目指す。

また、豊かな土地基盤などを背景に生産者や関係機関・団体が一体となり、生産基盤の強化及び収益力の向上に取り組んできた。しかしその一方で、経営者の高齢化や労働力不足等が課題となっているほか、大雨等の自然災害や新型コロナウイルス感染症の長期化など、不測の事態が生じた場合においても、酪農・畜産経営の継続が可能となるよう生産者個々の経営体質の強化が求められる。

こうした現状を踏まえながら、今後も引き続き消費者や事業者からの安全・安心で品質の高い畜産物の安定供給への期待に応える必要があるため、前回の計画において目標として掲げ、取り組んできた「生産基盤の強化」と「収益力の向上」を基本としつつ、外的要因にも影響されにくい「経営体質の強化」を目指す。

(1) 生産基盤の強化

本町における畜産経営体の太宗を占める家族経営の維持・発展に向け、労働負担の軽減を図る省力化機械の導入や既存の経営資源の継承・活用などへの支援を推進する。

また、低コストな施設整備等を推進するとともに、道内外における優良な取組事例を普及する。

(2) 収益力の向上

牛群検定等の第三者的視点を取り入れるための経営コンサルティングを活用するとともに、飼養管理技術を向上させることで、乳牛の供用期間の延長や受胎率の向上など、乳牛の能力を最大限発揮させることにより、生涯生産性の向上を推進する。

また、乳牛のベストパフォーマンスを実現するためには、家畜の快適な環境で飼養し、衛生面等にも配慮することが重要であることから、アニマルウェルフェアの考え方をはじめ、GAPやHACCPの手法を取り入れた飼養管理技術の普及を推進する。

(3) 労働負担の軽減

営農支援組織において少人数でより多くの作業を進めるため、自動操舵機能付きトラクターやドローンによる草地管理、ほ育育成のための哺乳ロボットの活用など、スマート農業を推進する。

また、人材確保のための雇用条件の改善や人材の有効活用に向けた検討を促進する。

(4) 多様な人材の確保・育成

経営者には高度な経営管理能力が求められているほか、規模拡大を伴う場合には地域に果たす役割が大きくなっていくため、食品安全や家畜衛生に加え、労働の安全等を確保するためのGAPなどの取組を通じて、優れた経営管理能力に加えて地域社会との良好な関係性を保つ人材育成を推進する。

また、新規参入者が円滑に就農できるよう、初期投資を抑え参入のハードルを下げられる事業等を活用した取組や、離農などにより地域から経営資源が失われることがないよう、後継者や第三者などへの円滑な事業継承を推進する。

(5) 家畜衛生対策の充実・強化

家畜の検査や監視の徹底、家畜伝染病の診断技術の向上等により防疫体制を強化するとともに、伝染病に応じた的確かつ効率的な対策を推進する。

また、獣医学生や離職者等への就業誘導、復職への支援等を通じて、産業動物獣医師の育成・確保を図る。

(6) 生乳の安定的な生産

作業の分業化のため、地域営農支援システムの充実や省力機械の導入などにより、飼養管理の向上を図ることで、計画的かつ高品質な生乳の安定的な生産を推進する。

また、消費者ニーズに即した乳製品を質・量ともに安定的に供給することができるよう、各乳業者における製造設備の整備や需要創出の取組等を促進する。

(7) 災害等に強い酪農・畜産の確立

本町の酪農・畜産業は、これまで地震や台風等様々な自然災害による被害を経験し、その度にこれらの被害を最小限に抑えるための生産現場における取組を実施してきた。今般の新型コロナウイルス感染症においては、全国規模で需要面が大きく減少するなど未曾有の事態が生じたことなどから、引き続き、生産現場と実需者が一体となった需要の確保のための取り組みが重要である。

災害等に強い酪農・畜産を確立するため、生産現場における営農活動の継続に向けた対策を推進するとともに、需要が確保されるよう関係者間の緊密な連携構築を促進する。

(8) 衛生管理の充実・強化

消費者の安全に対する信頼確保に当たっては、乳製品をはじめとした畜産加工品の製造・流通過程に起因する食品事故を未然に防止することが必要なため、各種法令の遵守はもとより、乳業者や食肉流通事業者が主体となる衛生管理の高度化や事故発生時の的確な対応などの危機管理体制の構築を促進する。

また、大規模な事業者に対しては、コーデックスのHACCPに基づく製造計画等を作成し、徹底した管理を求めていくとともに、特に衛生管理の高度化が課題となっている小規模な事業者に対してHACCPの考えを取り入れた衛生管理が円滑に行えるよう推進する。

(9) 消費者への理解醸成

消費者に対し、6次産業化等を通じて、生産現場や畜産物の「見える化」等の理解醸成に資する取組を促進する。

また、消費者に近い観光産業や小売業、飲食業等と連携し情報発信に取り組むとともに、需要の安定や拡大に向けた取組を実施する。

(10) ブランド力の向上

国内外で評価の高い北海道ブランドの基礎となっている高品質な生乳の生産を引き続き維持・向上させることはもとより、特色ある生乳の生産や、楽の王か自らが行う乳製品の開発・製造販売など、ブランド化や差別化の取組を推進する。

II 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

1 生乳生産量及び乳牛頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在(平成30年度)					目標(令和12年度)				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量
剣淵町	剣淵町	529頭	320頭	320頭	8,188kg	2,620t	529頭	320頭	320頭	8,188kg	2,620t
合計		529頭	320頭	320頭	8,188kg	2,620t	529頭	320頭	320頭	8,188kg	2,620t

(注)1. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。

2. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量とする。

3. 「目標」欄には計画期間の令和12年度の計画数量を、「現在」欄には原則として平成30年度の数値を記入すること。以下、諸表において同じ。

Ⅲ 近代的な酪農経営方式の指標
1 酪農経営方式
単一経営

経営概要						
目指す経営の姿	経営形態			飼養形態		
	経営形態	経営牛頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用 (放牧地面積)
スタンション (部分放牧) 40頭	家族 経営	40 頭	ST	ヘルパー 公共牧場	分欄給与	(ha) 部分放牧
スタンション (部分放牧) 60頭	家族 経営	60 頭	ST	ヘルパー 公共牧場	分欄給与	(ha) 部分放牧
フリーストール 120頭	家族 経営	120 頭	FS MP	ヘルパー 公共牧場	TMR	(ha) 舎飼

牛	飼料							生産性指標				備考			
	更新産 次	作付体系及 び単収	作付延べ面積※ 放牧利用を含む	外部化 (種類)	購入国産飼料 (種類)	飼料自給率 (国産飼料)	粗飼料 給与率	経営内総肥 利用割合	生産コスト 生乳1kg当たり費用合計 (現状との比較)	労働 生産1頭当たり 飼養労働時間	総労働時間 (主たる従事者)		総収入	総費用	農業所得
8,000kg	5産	チモン一主体	52ha	棚卸完結	-	76%	72%	10割	71.9円 (%)	82.4hr	3,296hr	3,043	2,620	423	万円 245
8,500kg	4産	チモン一主体	78ha	棚卸完結	-	75%	70%	10割	62.5円 (%)	68.1hr	4,088hr	4,840	3,755	1,085	万円 570
9,000kg	4産	チモン一主体 トウモロコシ	80ha	TMR センター	-	72%	68%	10割	69.0円 (%)	68.1hr	5,900hr	10,722	9,220	1,501	万円 653

(注) 1. 「方式名」欄には、経営類型の特徴を、「備考」欄には「方式」の欄に掲げる方式を適用すべき区域名等を記入すること。
2. 6次産業化の取組を継続する場合は、基本方針第3の票のように、6次産業化部門に係る指標を分けて記入すること。
3. (注) 1, 2については、「2肉用牛経営方式」についても同様とする。

IV 乳牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳牛

(1) 地域別乳牛飼養構造

区域名		①総農家戸数	②飼養農家戸数	②/①	乳牛頭数		1戸当たり 平均飼養頭数③/②
					③総数	④うち成牛頭数	
剣淵町	現在	249戸	6戸	2%	529頭	320頭	88頭
	目標	249戸	6戸	2%	529頭	320頭	88頭
	現在						
	目標						
合計	現在	249戸	6戸	2%	529頭	320頭	88頭
	目標	249戸	6戸	2%	529頭	320頭	88頭

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

育成牛の預託による経産牛の増頭、効率化を推進する。

また、畜産農家の高齢化に伴い労働力不足が懸念されていることから、法人化や酪農ヘルパー組織等の活用による経営面積の拡大、個体あたりの飼養管理時間の短縮など労働生産体制の効率化、公共牧場を活用した放牧生産体制の拡大を目指す。

経営面においては、経営内容の合理化を推進し、人工授精、多排卵及び受精卵移植等の改良方法を活用し、優良な雌牛群の育成、和子牛生産の拡大を推進する。

また、後代検定による優良種雄牛の選抜とその効率的な活用を進め、質の高い個体生産と合わせて、乳検情報の効率的な活用による高度な飼養管理、牛群の資質の高位平準化を推進する。

飼養者をバックアップする体制として、土別地区畜産クラスター協議会からなる関係機関・団体が密なる連携を図れるよう情報のネットワーク化を目指す。

V 国産飼料基盤の強化に関する事項

1 飼料の自給率の向上

		現在	目標（令和12年度）
飼料自給率	乳用牛	65%	75%
	肉用牛	%	%
飼料作物の作付延べ面積		504ha	504ha

2 具体的措置

輸入飼料の高騰による畜産経営の圧迫を解消するため、畜産農家と耕種農家が飼料作物の利用供給協定を締結し、自給飼料の継続的な安定供給を推進する。

耕種農家の高齢化に伴う労働力不足が深刻な問題になっていることから、作業機械を所有している酪農家や農業者との間で農作業受委託契約を締結し、飼料作物の作付け拡大と耕作放棄地の防止を図る。

飼養規模拡大に向け、農地の団地化や利用集積を積極的に推進し、効率的な飼料作付けを推進する。

転作田等にデントコーンの作付けや草地の新播・更新を奨励し、輪作体系の維持と生産性の向上を促進する。